

このたびの令和3年福島県沖を震源とする地震により被災されたみなさまに、心からお見舞い申し上げます。NHKでは、みなさまの生活に少しでもお役に立てるよう、今後も生活に密着した正確な情報をお届けすることに努めてまいります。

令和3年福島県沖を震源とする地震における、放送受信料の免除について、次のとおり実施させていただきます。

免除の対象	免除の期間
<u>災害救助法が適用された区域内において、半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物の放送受信契約</u>	令和3年2月から令和3年3月まで (2か月間)

免除の手続きについて

- 免除に該当される場合は、お手数ですが「放送受信料免除申請書」に「り災証明書の写し（コピー）」を添えて、下記までお送りください。
- 既にお支払い済みの場合は、お支払い済みの期間を2か月間繰り下げさせていただきます。（返金を希望される場合は別途下記までご連絡ください。）
- ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

「り災証明書」のお送り先・免除に関するお問い合わせ先
NHK福島放送局営業部 〒960-8588 福島市早稲町1-2
TEL (024) 526-4623 (平日/午前10時~午後5時)

----- きりとり -----

放送受信料免除申請書

日本放送協会 宛

「令和3年福島県沖を震源とする地震」による被害を受けたため、日本放送協会放送受信料免除基準第1項(7)に該当しますので、申請します。

お名前（契約者氏名）		電話番号	
ご住所			

* 記載していただいた個人情報は放送受信料の契約・収納のほか、免除基準の適用、受信に関する相談業務、放送やイベントのお知らせ、放送に関する調査へのご協力をお願いのために利用します。

「令和3年福島県沖を震源とする地震」における 放送受信料の免除について

令和3年2月14日

「令和3年福島県沖を震源とする地震」により被災された皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

「令和3年福島県沖を震源とする地震」における放送受信料の免除について、次のとおり実施します。

1. 免除の範囲

災害救助法が適用された区域内（※）において、半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物の放送受信契約

2. 免除の期間

令和3年2月から令和3年3月まで（2か月間）

3. 免除の手続き

- ・NHKによる調査、または放送受信契約をいただいている皆さまからのお届けにより、免除対象となる方を確定させていただきます。
- ・免除が適用される期間の放送受信料について、前払い等によりすでにお支払いいただいている場合は、お支払い済み分を免除期間終了後のご請求分に充当させていただきます。

（※）災害救助法が適用されている区域（令和3年2月14日現在）

福島県	福島市 郡山市 白河市 須賀川市 相馬市 南相馬市 伊達市 本宮市 伊達郡桑折町 伊達郡国見町
-----	--

	岩瀬郡鏡石町 大沼郡会津美里町 双葉郡広野町 双葉郡柗葉町 双葉郡富岡町 双葉郡浪江町 相馬郡新地町
--	--